

**計画調整局建築指導部建築企画課臨時的任用職員
募集要項**

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- (1) 窓口対応業務
- (2) 電話対応業務
- (3) オンライン・郵送による建築計画概要書等の各種書類の交付申請処理業務
- (4) 計理事務（支払い、物品発注、手数料徴収等）
- (5) その他の業務（資料作成、書類確認等）

3 応募資格

- (1) 一般的な事務作業（窓口対応、電話対応、Word・Excel 等のパソコン操作、書類確認等）ができること
- (2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しないこと

【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第 16 条

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和 8 年 11 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※令和 8 年 11 月 16 日から令和 9 年 3 月 7 日（予定）までの期間は地方公務員法第 22 条の 3 に基づく臨時的任用職員、令和 9 年 3 月 8 日（予定）から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条に基づく臨時的任用職員となります。

5 勤務条件等

(1) 勤務日等

- ・勤務日：原則として月曜日から金曜日まで
- ・勤務時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分までの 7 時間 45 分（休憩時間 45 分）

(2) 休日

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(3) 勤務場所

大阪市計画調整局建築指導部建築企画課
大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 3 階

(4) 給与

月額 227,824 円～320,160 円（地域手当を含む。）

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記給与月額等は、令和 8 年 4 月 1 日時点のものです。給与改定等により採用時及び採用後には変更されることがあります。

※支給日：月末締めとし、原則として当月 17 日（1 月に限り 18 日）に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではありません。

なお、11 月分給与については月途中採用となるため日割支給とし、給与は 11 月末に支給します。通勤手当は翌月に支給します。

(5) 休暇

- ・年次休暇 9 日

※令和 8 年 11 月 16 日から令和 9 月 3 月 7 日までの期間で 7 日、令和 9 月 3 月 8 日から令和 9 月 3 月 31 日までの期間で 2 日付与されます。

- ・特別休暇（忌引休暇、結婚休暇等）
- ・その他（病気休暇、介護休暇等）

※臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 社会保険

- ・大阪市職員共済組合
- ・厚生年金保険
- ・雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・その他、大阪市職員が遵守すべき服務規律の確保に関する各種規程が適用されます。
（「大阪市職員基本条例」「職員倫理規則」等）

6 選考方法

(1) 筆記試験

小論文 1 問

※試験時間は 90 分を予定

(2) 面接試験

面接は個別又は集団で実施予定

※試験時間は一人 10～15 分程度を予定

7 試験日時及び試験会場

- ・日時：令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）予定
- ・場所：大阪市役所内会議室

※詳細については、令和 8 年 9 月 18 日（金曜日）頃に発送予定です。令和 8 年 9 月 28 日（月曜日）までに届かない場合は、令和 8 年 9 月 28 日（月曜日）午後 3 時まで下記問合せ先へご連絡ください。

8 申込方法

次の書類等を簡易書留で送付してください。(持参による申込みはできませんのでご注意ください。)

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※郵便等料金不足の場合は受付できません。

(1) 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

※合計2ページありますので漏れがないよう提出してください。

イ 申し立て書 1通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

ウ 受験案内送付用の定型封筒(長型3号) 1通

※必ず宛先を記載の上、110円切手を貼付してください。

(2) 申込受付期間

令和8年9月16日(水曜日)まで(当日必着)

※申込受付期間を延長しました。(9月11日)

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市計画調整局建築指導部建築企画課

※送付される封筒には、朱書きで「臨時的任用職員採用申込書等在中」と明記してください。

9 結果の通知

選考結果は、試験後2週間程度を目途に受験者本人宛て書面にて通知します。

10 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します)。

(3) 選考試験の得点が一定の基準に達している者のうち、成績順に最上位の者を採用します。得点と同じ場合は、面接試験の得点を優先します。

(4) 選考試験の得点が一定以上の基準に達している者を「計画調整局建築指導部建築企画課臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録し、成績上位の方から連絡します。任用期間中に欠員が生じた場合は採用候補者名簿から任用します。なお、採用候補者名簿の登録期間は令和9年3月31日までとなります。

(5) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者なしの場合があります。

(6) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽があった場合には、合格を取り消すことがあります。

11 問合せ先

大阪市計画調整局建築指導部建築企画課(担当:白井・北野)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話:06-6208-9288 FAX:06-6202-6960

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、適宜、管理監督者からの指導も行われます。

次の条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、お申し込みください

【大阪市職員基本条例（抜粋）】

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚して、公正に職務を執行し、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

4 職員は、市政の透明性の確保に努めるとともに、自らの職務に関し説明責任を果たすよう努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

3 任命権者は、職務の特殊性その他の事情により必要があると認めるときは、その必要の限度で、職員倫理規則に定めるべき事項について別段の定めをすることができる。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと